

# 豊明市地域強靱化計画

## ＝ 概要版 ＝



### 国土強靱化とは

- 我が国は、これまで大規模自然災害によって幾度となく甚大な被害を受け、都度、長期間にわたる復旧・復興を図ることを余儀なくされてきた。その反省から、何よりも人命を守り、また、経済社会への影響が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土・経済社会システムを平時から構築するという事前防災、事前復興、国際競争力の向上といった発想に基づき、2013年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国土強靱化に関する施策が推進されている。
- 国土強靱化を実効的なものにするためには、地方公共団体や民間事業者などの関係者が連携して地域の強靱化を推進することが不可欠である。愛知県においては、県の強靱化に関する施策について、国の計画・政策と調和を図りながら、総合的、計画的に取り組む「愛知県地域強靱化計画」が2015年8月に策定されている（2016年3月拡充、2020年3月改訂）。

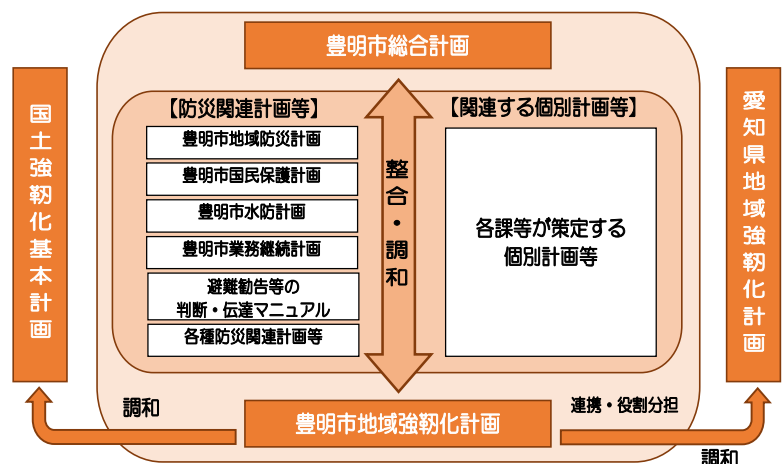
### 豊明市地域強靱化計画の策定趣旨

- 本市は、近い将来、南海トラフ地震による甚大な被害の発生が危惧される地域である。また、近年頻発する集中豪雨や台風の強大化などによる風水害や土砂災害の激甚化等も懸念されている。このような状況の中、市民が安全に安心して暮らしを続けていくためには、自然の脅威から目をそらさず、幅広い視点から地域の強靱化に取り組まなければならない。
- こうした背景から、国や県の強靱化に関する計画・政策等と調和を図りつつ、官民の関係者相互の連携の下、いかなる災害が起きても機能不全に陥らず、いつまでも市民が豊かな暮らしを続けられる「強靱な地域」をつくりあげるため、本市の強靱化に関する総合的指針として**豊明市地域強靱化計画**を策定した。

### 計画の位置づけ

- 本計画は、基本法第13条に基づく**国土強靱化地域計画**である。強靱化に係る部分については、本市の各分野における計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置付けられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。
- 今後、国・県の計画と本計画、さらには本市の各分野における計画等が相互に調和を保つよう、不断の見直しを行い、地域の強靱化を着実に推進していくものとする。

《豊明市地域強靱化計画のイメージ》



## 基本目標

○ 国の国土強靱化基本計画及び愛知県地域強靱化計画との調和を図りながら、基礎自治体の役割を踏まえ、以下のとおり4つの基本目標を設定した。

- 1 **市民の生命**を最大限守る。
- 2 地域及び社会の**重要な機能**を維持する。
- 3 市民の財産及び公共施設・産業・経済活動に係る**被害**をできる限り**軽減**する。
- 4 **迅速な復旧復興**を可能とする。

## 留意事項

○ 国の国土強靱化基本計画で示されている「基本的な方針」を踏まえつつ、本市の強靱化を進めるにあたっては、以下の事項に留意して取組を推進するものとする。

### ア 社会構造の変化への対応等に係る事項

- ・産官学民が相互に連携し、「自律・分散・協調」型社会の形成につなげる視点を持つ。
- ・少子高齢化に伴う人口構造の変化や、急激に進む社会資本の老朽化に対応する。
- ・人のつながりが強靱な社会をつくるため、地域のコミュニティ機能の向上を図る。

### イ 効果的な施策の推進に係る事項

- ・正しい知識と実践的な行動力を持った指導者、リーダー等の人材育成を図る。
- ・事業者の自発的な設備投資を促すなど、民間投資を誘発する仕組みを具体化する。
- ・ソフト対策とハード対策を効果的に組み合わせ、総合的な取組を進める。
- ・PDCA サイクルを通じた施策の推進、見直しにより、計画的な取組を進める。
- ・個々の設備等の強靱化に関しては、可能な限り代替性、冗長性の確保に配慮する。
- ・非常時のみならず、日頃から有効に活用される取組となるよう工夫する。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じる。

## 想定するリスク

○ 本計画で想定するリスクは、本市に被害が生じる大規模自然災害全般を基本とする。

地震

豪雨

台風

洪水

土砂災害

大雪

異常湧水



震度分布

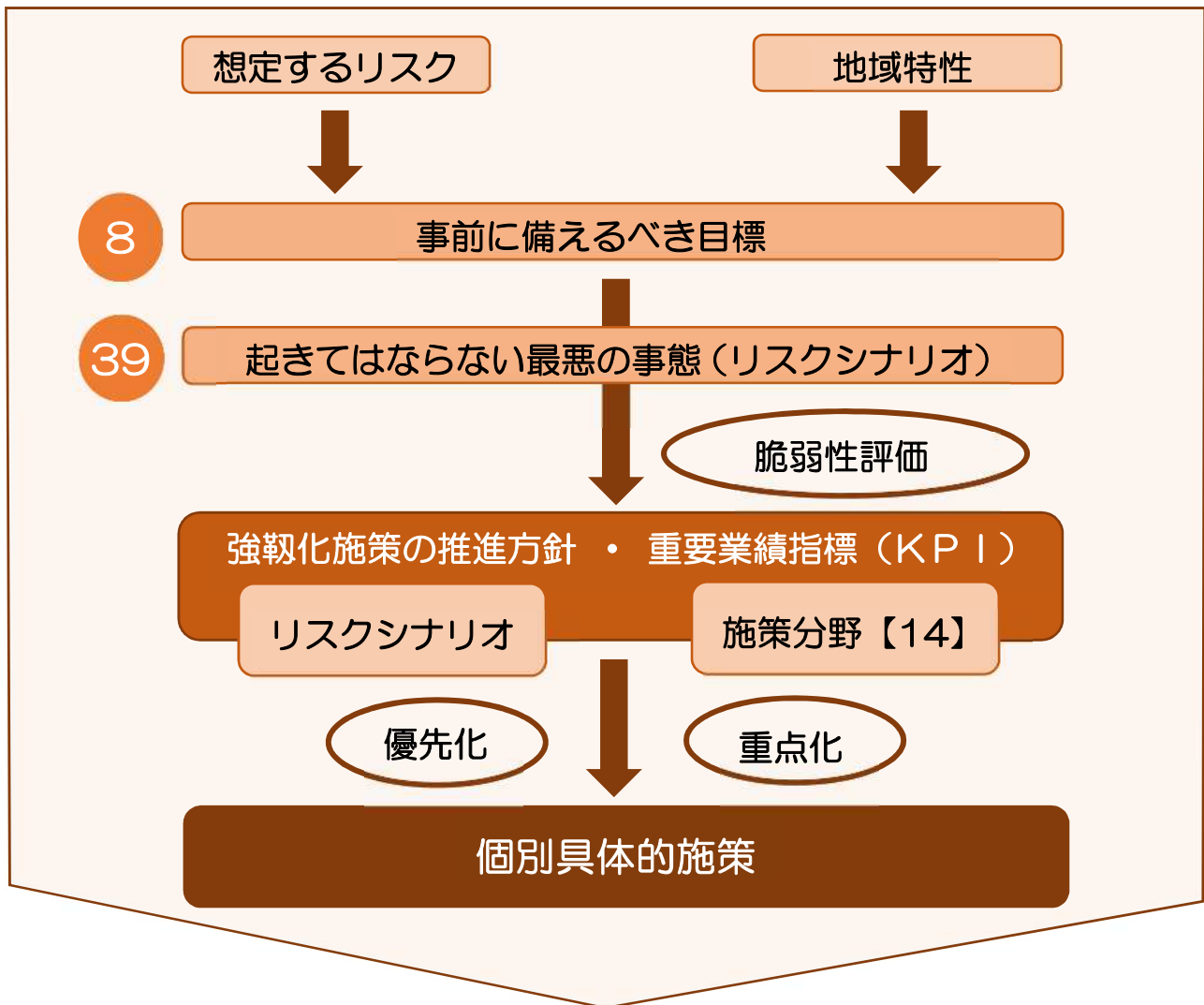
■ 震度6弱

■ 震度6強

※豊明市地震被害予測調査結果

## 強靱化施策の推進方針

- 想定するリスクと豊明市の地域特性を踏まえ、強靱化に必要な事項を明らかにするため、8つの「事前に備えるべき目標」と39の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)を設定した。これらを基に、基本目標を踏まえつつ脆弱性評価を行い、強靱化に関する現状と課題を整理した。
- 脆弱性評価の結果から、リスクシナリオと14の施策分野(10の個別施策分野/4の横断的分野)ごとに強靱化施策の推進方針を決定し、また、施策の達成度・進捗管理のため、重要業績指標(KPI)を示した。推進方針に基づく施策の中には、国や県の取組方針を踏まえ、優先的に推進すべき施策がある。こうした施策は個別具体的施策一覧として掲載した。



## 計画の見直し

- 本計画については、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を考慮し、概ね5年毎に本計画全体を見直すこととする。また、地域活性化、地域創生との連携など、国や県の強靱化施策等の動向を踏まえるとともに、年度の進行管理を行う中で、新たに実施すべき事業が出てきた場合なども、推進すべき施策を中心に適宜、本計画を見直すこととする。
- さらに、見直しにあたっては、関係する他の計画等における見直しの状況等を考慮するとともに、見直し後の本計画を指針として他の計画等に適切に反映されるなど、本計画と関係するその他の計画との、双方向性を考慮する。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊、不特定多数が集まる施設の倒壊や住宅密集地における火災による多数の死傷者の発生
	1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等を要因とする多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生による都市の混乱
	2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2 市の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3 基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4 金融サービス等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響
	5-5 食料等の安定供給の停滞
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2 上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5 異常湧水等による用水の供給の途絶
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2 沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、交通麻痺
	7-3 排水機場等の防災施設、ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出による市域の荒廃
	7-5 農地等の被害による市域の荒廃
	7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	8-3 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4 被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6 事業用地の確保、仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

豊明市地域強靱化計画についての情報は、豊明市ホームページでご覧いただけます。

<https://www.city.toyoake.lg.jp>